

Economic Indicators

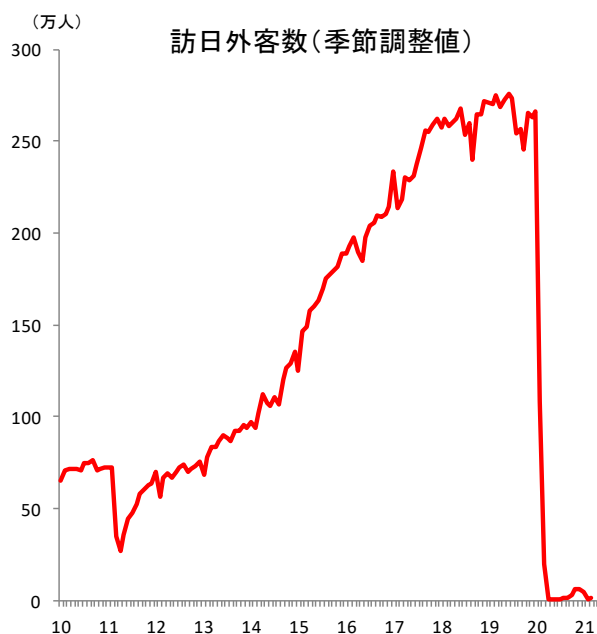
発表日: 2021年4月21日(水)

訪日外客数(2021年3月)

～水際対策の影響を受けて、訪日外客数は底這い圏での推移が続く～

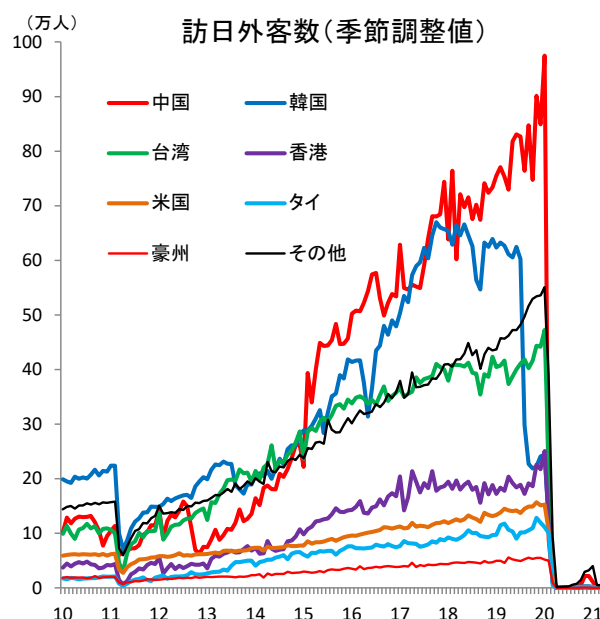
第一生命経済研究所 経済調査部

主任エコノミスト 小池 理人 (TEL: 03-5221-4573)



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所



(出所) 日本政府観光局「訪日外客数」

(注) 季節調整は第一生命経済研究所

○水際対策の影響を受けて、訪日客は底這い圏での推移が続く

4月21日に日本政府観光局（JNTO）から発表された21年3月の訪日外客数は12,300人、前年比▲93.6%と減少幅は縮小¹し、季節調整値では前月比+65.5%となった。全ての対象国・地域とのビジネストラック・レジデンストラックの運用が停止されるなど、水際対策の影響を受けて、訪日外客数の底這い圏での推移が継続している。

訪日外客数の急激な減少は、訪日外国人旅行消費額にも大きな影響を与えている。3月31日に観光庁が公表した2020年の訪日外国人旅行消費額（試算値）²は7,446億円となり、前年比▲84.5%と大幅な減少となった。入国制限による訪日客の減少は今後も継続するとみられるため、訪日外国人旅行消費額の底這い圏での推移も当面続きそうだ。

○水際対策の影響により、訪日外客数は今後も底這い圏での推移が続く

今後の訪日外客数の動向については、当面の間は蒸発状態が継続することが見込まれる。変異ウイルスの感染状況の悪化を背景に、厳しい水際対策は当面継続する見通しである。感染状況の改善やワ

¹ コロナ前の2019年と比較した前々年同月比でみると、訪日外客数は2021年2月：前々年同月比▲99.7%→2021年3月：同▲99.6%と減少幅は底這い圏で推移している。

² 新型コロナウイルス感染症の影響により、4-6月期、7-9月期、10-12月期の調査が中止されたため、2020年1-3月期の1人当たり旅行支出を用いて算出された試算値。

クチンの普及等が実現すれば、入国制限は徐々に緩和されていくことが見込まれるが、実際に訪日外客数の約9割を占める観光客について入国制限の緩和が行われるまでには相当の時間がかかることになるだろう。

なお、海外に目を向けると入国緩和の動きが国・地域によっては進みつつある。タイでは4月1日から変異種の流行が確認されていない国・地域に対する隔離期間を短縮しており、オーストラリア・ニュージーランド間では4月19日より相互に隔離措置を免除するトラベルバブルが開始されている。また、台湾については、ワクチン接種率が60%以上に達した段階で入境者の外出制限義務を免除する方針を明らかにするなど、今後の入国緩和のスケジュールを示している。日本においては、感染状況の悪化とワクチン接種の遅れから入国緩和が見通しにくい状況ではあるが、先行して入国制限を緩和する国や地域の事例を参考に、ワクチンの接種が進展し、感染状況が改善した後の緩和方針を検討しておく必要があるだろう。

入国制限の緩和状況

7月29日	タイ、ベトナムとの間でレジデンストラックの受付を開始。 入国拒否対象地域指定以前に日本を出国した再入国許可保持者の再入国に向けた手続きを開始。
9月1日	在留資格を有する外国人の再入国を原則容認。
9月8日	マレーシア、カンボジア、ラオス、ミャンマー、台湾との間でレジデンストラック（※1）の受付を開始。
9月18日	シンガポールとの間でビジネストラック（※2）の受付を開始。
9月30日	シンガポールとの間でレジデンストラックの受付を開始。
10月8日	韓国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始。 ブルネイとの間でレジデンストラックの受付を開始。
11月1日	ベトナムとの間でビジネストラックの受付を開始。
11月30日	中国との間でビジネストラック・レジデンストラックの受付を開始。
12月28日	すべての国・地域からの外国人の新規入国を原則停止。
1月9日	緊急事態宣言の解除宣言が発せられるまでの間、全ての入国者・再入国者・帰国者に対し、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めるとともに、入国時の検査を実施。
1月14日	緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック及びレジデンストラックの運用を停止。当分の間、全ての入国者に対し、当分の間、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅又は宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所等から位置情報の提示を求められた場合には応ずること等について誓約を求めるとともに、誓約に違反した場合には、検疫法上の停留の対象にし得るほか、氏名や感染拡大の防止に資する情報等が公表され得る。
3月18日	日本への入国者全員にCOCOAなどのアプリをインストールしたスマートフォンの携行を義務付け（羽田空港、成田空港第2ターミナルから開始）。

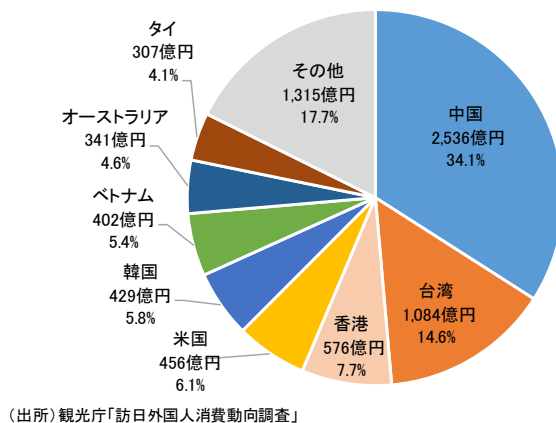
（※1）レジデンストラック

本件措置により例外的に相手国又は本邦への入国が認められるものの、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機は維持される、主に駐在員の派遣・交代等、長期滞在者用のスキーム。

（※2）ビジネストラック

例外的に相手国又は本邦への入国が認められ、「活動計画書」の提出等の更なる条件の下、相手国又は本邦入国後の14日間の自宅待機期間中も、行動範囲を限定した形でビジネス活動が可能となる（行動制限が一部緩和される）、主に短期出張者用のスキーム。

2020年の訪日外国人旅行消費額(試算値)



本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所調査研究本部経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命保険ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。